



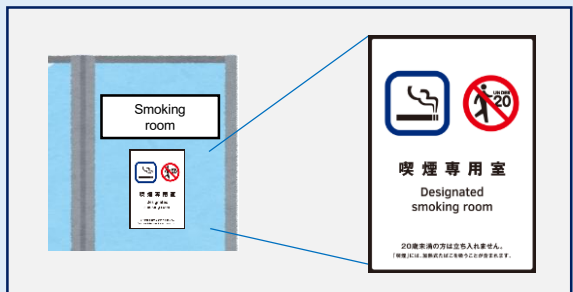
重要です!

# 受動喫煙防止対策 ～適切な標識の掲示について～

帯広保健所からのお知らせ  
～事業者版～

改正健康増進法において、喫煙専用室など、屋内に喫煙可能な場所を設置する場合、**喫煙場所の出入口**及び当該施設の主な出入口にそれぞれ適切な標識を掲示しなければなりません。

## 喫煙専用室等の出入口に掲示する標識(例)



### 標識の掲示場所

喫煙専用室などの出入口に掲示します。

### 標識の内容

「喫煙できる場所であること」及び  
「喫煙室内へは20歳未満の者は立入が禁止されていること」  
を一目で判断できるものでなければなりません。

### ○標識例



喫煙専用室



指定たばこ専用  
喫煙室

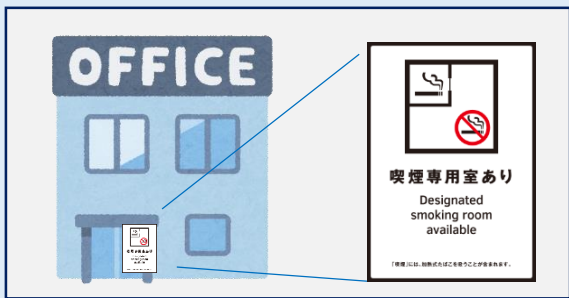


喫煙目的室

施設の従業員でも、20歳未満の方は喫煙できる場所に立ち入ることはできません。



## 施設の主たる出入口に掲示する標識(例)



### 標識の掲示場所

店舗の主たる出入口の見やすい場所に掲示します。

### 標識の内容

「施設内に喫煙専用室などを設置していること」が一目で判断できるものでなければなりません。

### ○標識例



喫煙専用室



指定たばこ専用  
喫煙室



喫煙目的室

施設に立ち入る際に、利用者からよく見える場所に掲示しましょう!



喫煙所を設置する際には、受動喫煙が生じないように配慮してください。  
適切な標識の掲示をしていないことが確認された場合、義務違反の内容に応じ、  
**罰則(過料)が適用されます。**

Q. 標識は指定された様式でなければならないのか

A. 本リーフレットで紹介した標識は、国の標識例であり、必要な事項が記載されていれば、独自に作成しても差し支えありません。


※標識例は厚生労働省、北海道もしくは帯広保健所のホームページからダウンロードできます。

Q. 屋内禁煙であることを示す標識がほしい

A. 道では「北海道のきれいな空気の施設登録事業」を実施しており、こちらにご登録いただいた施設に、下図のステッカーを配布しております。

## 北海道のきれいな空気の施設登録事業について

道では、改正健康増進法で定める第二種施設のうち、屋内完全禁煙に積極的に取り組む施設を対象とした「北海道のきれいな空気の施設登録事業」を新たに実施しています。

対 象	道内の第二種施設（飲食店・喫茶店を除く）	
登 録 条 件	屋内完全禁煙	
インセンティブ	<input type="radio"/> ステッカーの交付 <input type="radio"/> 道のホームページや説明会等の場で紹介	
見込まれる効果	<input type="radio"/> 道から交付されたステッカーを施設の出入口の見やすい箇所に掲示することにより、住民が迷わず安心して施設を利用できる <input type="radio"/> 法では喫煙専用室の設置が認められている中で、屋内完全禁煙に積極的に取り組む施設であることについての社会的な評価	

北海道では、受動喫煙防止施設を募集・応援しています！



登録をご希望の場合は、登録届出書をご提出ください。

**官民一体となった受動喫煙防止対策の推進に向けて、ご協力をお願いします！**

※第二種施設…事務所や工場、飲食店など多数の方が利用する施設

## 参考：喫煙専用室等の技術的基準

多数の者が利用する施設の屋内に喫煙できる場所を設置する場合、法律で定められた以下の技術的基準を満たしていなければなりません。

- ①喫煙室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること。
- ②たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む）が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう壁・天井等により区画すること。
- ③たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

※技術的基準に関するお問い合わせ先  
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 050-3537-0777

厚生労働省のホームページでは、事業者向けに受動喫煙防止に関する情報を随時発信しております。



「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」では、改正健康増進法や北海道受動喫煙防止条例についてまとめているので、是非ご覧ください。



北海道帯広保健所企画総務課企画係

〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1

TEL : 0155-27-8638 FAX : 0155-25-0864

